

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第三十五号

昭和二十六年五月鳥取縣條例第三十四号鳥取縣會常任委員會及び特別委員會條例中次の通り改正し、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第六條中「縣會の議決により」を「議長が議會に諮つて」に改める。

第七條中「縣會の議決によりこれを定める」を「地方自治法第百十八條の例により縣會においてこれを選任する。但し議長が縣會に諮つてこれを選任することができる」に改める。

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年五月二十七日
号 外 日 曜 日